



川床小前



長島中前



白瀬



小浜



川内



川床



平尾

県の施策に活用 10分の4

市町村の施策に活用 10分の6

市町村の指定がない場合は、その4分の1を均等割、4分の3を人口割で全市町村に配分。市町村の指定がある場合は、指定された市町村へ配分します。ぜひ**長島町**とご指定ください。

鹿児島県

かごしま応援寄附金のしくみ

寄附金の払込み

寄附金受領証明書の受け取り



最寄りの税務署等

確定申告等により税の軽減

寄附者

ふるさと納税による税軽減

ふるさと納税による税の軽減は、所得税と個人住民税であわせて『寄附額－5,000円』が基本ですが、おおむね個人住民税所得割額の1割が上限となっています。

かごしま応援寄附金以外に他の地方公共団体に対する寄附がある場合には、それらを合算した額で計算することになります。

ふるさと納税による税軽減の上限となる額は、所得や家族構成、寄附金額などに応じて変動します。

例えば、次のようなケースでは、3万円寄附すると、所得税と個人住民税あわせて2万5,000円軽減されます。

例 ●夫婦と子2人（小学生と高校生）がいるサラリーマンで、年収700万円（所得税率10%）、個人住民税所得割額が293,500円の場合

A 寄附額		30,000円
B 税の軽減額		25,000円
内 訳	所 得 税	2,500円
	個人住民税	22,500円
C 自己負担額（A－B）		5,000円

寄附金の使いみち

長島町は、「かごしま応援寄附金」による県からの交付金と、「夢追いふるさと長島景観寄附条例」（※1）による寄附金を財源として、寄附者参加型の魅力ある長島のふるさと景観づくりを進めます。

この財源を活用して本町は、次の事業を実施します。

- ふるさと長島の景観づくりに関する事業
- その他地域活性化に関する事業

ふるさと長島の景観づくりに関する事業への財源は、「夢追いふるさと長島景観基金」により運用管理し、その他地域活性化に関する事業の財源は、指定寄附として一般会計予算に計上し整理します。

※1 夢追いふるさと長島景観寄附条例

長島町は、鹿児島県の「かごしま応援寄附金」を尊重しながら、『夢追いふるさと長島景観寄附条例』を施行し、ふるさと長島を愛し、応援しようとする個人・団体からの寄附金を、一口5,000円で募っています。

■問い合わせ先

役場企画財政課 企画調整係 Tel 0996-86-1111 内線 1254